



国際ロータリー
2022年規定審議会

決定報告書

2022年4月10日～14日 | 米国イリノイ州シカゴ



2022年5月

ロータリアンの皆さま

国際ロータリーの規定審議会は、2022年4月10日～14日に、米国イリノイ州シカゴにて開催されました。新型コロナウイルスへの配慮により、ハイブリッド形式の会合が企画・実施され、600名近い参加者を対象に対面式とバーチャル形式の同時開催を実現するための新しいプロセスが採用されました。

RI細則第9.150.1項の手続きに基づき、採択された29件の立法案を含め、審議会による決定をここにご報告いたします。

今回の規定審議会には94件の制定案が提出され、審議会に先立って行われた事前審査で採択された3件を含む、29件の制定案が採択されました。51件の立法案は否決され、13件は審議されずに撤回され、1件は無期限で延期されました。採択された29件の制定案のうち、4件は修正の上採択されました。修正され採択された立法案は、番号に*印を付けてあります（英語の表現上の修正である場合は、日本語版への修正が不要となる場合があります）。

本報告書に記載された立法案の書式は、規定審議会に提出された形式を取っています。現行の組織規定への変更がある場合、新しい文言には下線を引き、削除する部分には抹消の線が引いてあります。

これらの立法案をお読みになる際には、各立法案は採択された通りに、個別のものとお考えいただくようお願い申し上げます。文書の同じ個所の変更を求める案件が2件以上ある場合、重複および相関するすべての変更は、組織規定文書の改定の際に規定審議会運営委員会によって加えられます。立法案に特記されていない限り、採択された案件は7月1日に有効となります。

本報告書の末尾に「立法案反対表明書式」が収められています。RI細則第9.150.2項に準拠し、クラブは本書式を用いて、採択された制定案に対して反対を表明することができます。漏れなく記入された書式は、2022年8月1日必着で審議会業務課に提出しなければなりません。各クラブは、審議会の決定のいずれかに反対する場合にのみ、本報告書末尾の書式に記入し、ご返送いただけますようお願いいたします。クラブが2022年規定審議会の決定に反対しない場合には、何も提出する必要はありません。

稀なケースとして、審議会が採択した立法案に対して必要数の反対票が提出された場合、その立法案は一時保留とみなされます。全ロータリークラブの投票はRI細則9.150.4項から9.150.6項の規定に則って実施されます。投票の結果に基づき、一時保留の制定案が無効となるかまたは再び有効となるかが決まります。

規定審議会と採択された立法案に関するご質問は、審議会業務部（council_services@rotary.org）にお問い合わせください。

よろしく願いいたします。



ジョン・ヒューコ

事務総長

立法案

立法案 番号	数案件	票数	ページ 番号
22-07	クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件	329 - 155	1
22-10	バランスの取れた会員基盤の構築要素に公平さとインクルージョンを加える件	420 - 56	1
22-13	会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件	402 - 75	2
22-14	正会員がどのクラブに対してでも入会候補者を推薦できるようにする件	329 - 151	3
22-15	衛星クラブの会員に関する規定を改正する件	308 - 160	3
22-18	ローターアクターが RI 委員会の委員となれることを明文化する件	393 - 79	5
22-20	会長選挙と理事選挙の一連の締切日を変更する件	413 - 71	5
22-21	理事および理事指名委員会委員の資格条件を改正する件	280 - 208	8
22-27*	RI 理事会にロータリアンの元役員身分を剥奪することを許可する件	295 - 164	9
22-28	ゾーン内セクションの変更過程を改正する件	380 - 92	10
22-32	RIBI 役員の定義規定を改正する件	423 - 43	10
22-38	地区に対して訴訟を起こしたクラブもしくはローターアクトクラブを加盟停止または終結する権限を理事会に与える件	352 - 130	11
22-39	RI 委員会に関する規定を改正する件	376 - 104	11
22-46*	人頭分担金を増額する件	285 - 205	15
22-52	監査委員会と監査済み財務諸表に関する規定を改正する件	357 - 102	15

修正が入って採択された立法案には、立法案番号の直後に*の印が付いています。

立法案 番号	数案件	票数	ページ 番号
22-53	理事会が RI 準備金からの支出を報告する場所を改正する件	432 - 33	17
22-54	RI の予算と年次報告書をロータリーのウェブサイトで開催する件	同意議題において採択	17
22-56	地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件	400 - 65	18
22-57	決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件	255 - 216	19
22-59	RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件	258 - 217	19
22-61	RI 細則における矛盾を解消する件	同意議題において採択	20
22-69*	採択された決議案にかかわる決定についてガバナーに通知するよう規定する件	329 - 144	21
22-70	国際ロータリー定款を、実質的な変更を行うことなく現代化かつ合理化する件	424 - 52	22
22-71*	クラブの管理の試験的プロジェクトについて規定する件	324 - 150	27
22-72	地区の境界の変更基準を変更する件	247 - 234	28
22-78	積極的平和を含めるよう奉仕部門を改正する件	249 - 219	28
22-84	ローターアクターがロータリークラブの例会に出席することを許可する件	同意議題において採択	29
22-85	出席報告の提出義務を撤廃する件	319 - 162	30
22-92	出席規定の免除手続の規定を改正する件	233 - 229	30
立法案反対表明書式			31
2021 年 11 月理事会決定第 36 号 3.b.、c.、および d. を維持するための投票		455 - 29	

採択制定案 22-07

クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第7条 会合

第3節 — 理事会の会合。理事会の会合。理事会のすべての会合後 ~~60~~30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

(本文終わり)

採択制定案 22-10

バランスの取れた会員基盤の構築要素に公平さとインクルージョンを加える件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第4条 クラブの会員身分

4.070. 会員の多様性

各クラブとローターアクトクラブは、多様性、公平さ、インクルージョンを推進するようなバランスのとれた会員基盤を構築するよう努めるものとする。いかなるクラブも、RIにいつ加盟したかに関係なく、いかなる方法においても、ジェンダー、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向により入会を制約すること、もしくはRI定款または細則により明白に認められていない入会の条件を課すことはできない。本節の規定に反する会員資格のいかなる規定または条件も無効であり、効力をもたない。

(本文終わり)

採択制定案 22-13

会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第5条 会員

第2節 — クラブの構成。

- (a) クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職業および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。~~上記に加え、以上のいずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する会員は、理事会が承認し、さらに同課員がクラブ身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。~~

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第13条 会員身分の存続

第2節 — 自動的終結。

- (a) ~~例外。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員のすべての条件を満たしている場合、理事会は~~
- ~~(1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または、~~
 - ~~(2) 新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。~~
- (b) (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が本節 ~~(a)~~ 項の規定によって終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (c) (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

(本文終わり)

採択制定案 22-14

正会員がどのクラブに対してでも入会候補者を推薦できるようにする件
国際ロータリー細則を次のように改正する。

第4条 クラブの会員身分

4.100. 新会員のスポンサー

会員は、どのクラブに対してでも新会員を推薦することができる。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

採択制定案 22-15

衛星クラブの会員に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第1条 定義

- | | |
|----------------|---|
| 1. 理事会： | 国際ロータリー理事会 |
| 2. クラブ： | ロータリークラブ |
| 3. 組織規定： | RI定款・細則と標準ロータリークラブ定款 |
| 4. ガバナー： | ロータリー地区のガバナー |
| 5. 会員： | 名誉会員以外のロータリークラブ会員 |
| 6. RI: | 国際ロータリー (Rotary International) |
| 7. RIBI: | グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーという管理上の地域 |
| 8. ローターアクトクラブ： | 若い成人のクラブ |
| 9. ローターアクター： | ローターアクトクラブの会員 |
| 10. 衛星クラブ： | 潜在的クラブ。その会員は、 <u>スポンサー</u> いずれかのクラブの会員でもある。 |
| 11. TRF: | ロータリー財団 (The Rotary Foundation) |
| 12. 書面： | 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。 |
| 13. 年度： | 7月1日に始まる12カ月間 |

第4条 クラブの会員身分

4.040. 二重会員の禁止

いかなる会員も、同時に以下に該当しないものとする。

- (a) 当該いずれかのクラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブに同時に所属する。
- (b) 同一のクラブにおいて名誉会員の資格を保持する。

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第1条 定義

- 1. 理事会： 本クラブの理事会
- 2. 細則： 本クラブの細則
- 3. 理事： 本クラブ理事会の理事
- 4. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
- 5. RI： 国際ロータリー
- 6. 衛星クラブ
(該当する場合)： 潜在的クラブ。その会員は本いずれかのクラブの会員でもある。
- 7. 書面： 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
- 8. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第8条 会員身分

第4節 — 衛星クラブの会員。 本クラブの衛星クラブの会員は本いずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第5節 — 二重会員の禁止。 いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、本いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

(本文終わり)

採択制定案 22-18

ローターアクターが RI 委員会の委員となれることを明文化する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 17 条 委員会

17.080. 委員会の委員

本節に別段の規定がある場合を除いて、会長が、理事会と協議をした後で、委員会および小委員会の委員を任命するものとする。委員会は、委員にローターアクターを含めてもよい。会長は、各委員会と小委員会の委員長を指名し、すべての RI 委員会の職権上の委員を務めるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 22-20

会長選挙と理事選挙の一連の締切日を変更する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 10 条 会長の指名と選挙

10.030. 会長指名委員の選挙

10.030.3. ゾーン内に適格な理事が二人以上いる場合

指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事が二人以上いる場合、指名委員と補欠委員がクラブ投票で選ばれるものとする。

10.030.3.1. 投票の手続

事務総長は、単一移譲式投票の投票用紙を準備し、適格の元理事全員の氏名をアルファベット順に記載するものとする。事務総長は、投票用紙に元理事一人一人の写真と履歴書を添えて、5月15日までにゾーン内の各クラブに送付するものとする。記入した投票用紙は、6月30日~~15日~~までに RI 世界本部の事務総長のもとに必着するよう返送されるものとする。クラブの投票数は、第 15.050.1.項に規定した計算式によって決定する。

10.030.4. 投票委員会の会合

会長によって任命された投票委員会は、会長の決定する時と場所、および方法において会合し、投票用紙を審査し、これを数える。この会合は、7月10日~~6月~~

25日までに開かれる。会合から5日以内に、投票委員会は、開票結果を事務総長に対して書面で証するものとする。

10.040. 委員会の手続

10.040.3. 指名委員会への氏名の提出

事務総長は、5月1日から5月15日の間に、資格を有するロータリアンに通知し、会長の被指名者として考慮されることを希望するかどうかを尋ねるものとする。会長を務める意思を事務総長に通知する期限は、6月30日15日とする。6月30日15日までに事務総長に返答しないロータリアンは、指名委員会によって考慮されない。事務総長は、指名委員会会合の少なくとも1週間前までに、会長を務める意思のあるロータリアンのリストを同委員会、およびこのリストを要請したすべてのロータリアンに提出するものとする。

10.070. クラブによる追加指名

指名委員会によって行われる指名のほかに、以下の方法で対抗候補者を指名することができる。

10.070.1. 以前審議され、同意を得た候補者

クラブは、第10.040.3項に従い、対抗候補者として会長に指名されることを考慮される意思があることを事務総長に通知したロータリアンを、クラブが採択した決議を通じて推薦することができる。この決議は、地区大会またはクラブ投票によって、地区内クラブの少なくとも過半数の支持を得なければならない。支持は、ガバナーが事務総長に対し書式で証さなければならない。この決議には、クラブの承認を得るために自己の氏名がクラブに提出されることに同意した被推薦ロータリアンからの書面を添付しなければならない。この条件は10月1日9月15日までに受理されなければならない。

10.070.2. 対抗候補者をクラブに通知

10月1日9月15日の後、事務総長は、推薦された対抗候補者の氏名をクラブに通知し、支持書式を提供するものとする。

10.070.4. 対抗候補者が支持された場合

11月15日1日の時点において、対抗候補者が、直前のクラブ請求書の時点でRIに加盟しているクラブの少なくとも1パーセントの支持（支持の少なくとも半分は対抗候補者の所属ゾーンのクラブ以外からでなければならない）を得たなら、この対抗候補者および指名委員会選出のノミネーは、第10.090.節の規定に従って投票に付されるものとする。対抗候補者が11月15日1日までに所定の支持を得ていなければ、会長は、指名委員会選出のノミネーを会長ノミネーとして宣言するものとする。

10.090. クラブ投票手続

第 10.070.節で規定されるクラブ投票による会長選挙の手続は、次のように行われるものとする。

10.090.3. 投票用紙の配布

投票委員会は、~~2月15日~~1月1日までに投票用紙を各クラブに送付し、票に記入して4月2月15日までに RI 世界本部の投票委員会に必着するよう返送する旨指示を添えるものとする。投票用紙に候補者の写真と履歴書を添えるものとする。投票用紙に候補者の写真と履歴書を添えるものとする。

10.090.4. クラブの投票

クラブの投票数は、第 15.050.1.項に規定した計算式によって決定する。

10.090.5. 投票委員会の会合

投票委員会は、4月2月20日までに、会長の決定する時と場所および方法において会合を開くものとする。委員会は、投票用紙を審査し、これを数える。投票委員会は、結果を5日以内に事務総長に対して書面で証するものとする。

10.090.6. 投票の集計

過半数の票を獲得した候補者が、会長エレクトと宣言されるものとする。必要であれば、第2選択票および第3以下の選択票をすべて算入するものとする。

10.090.7. 会長エレクトの発表

会長は、4月2月25日までに会長エレクトの氏名を公表するものとする。

第 11 条 理事の指名と選挙

11.030. クラブ投票手続

11.030.3. 投票用紙の受理締切日

事務総長は、投票用紙に写真と履歴書を含め、次の12月31日までに、当該ゾーンまたはセクション内の各クラブ宛てに送付するものとする。投票用紙は、投票を記入して3月2月1日までに世界本部内の事務総長のもとに必着するよう返信する旨の指示を添えて送付するものとする。

11.030.5. 投票委員会

会長は、投票用紙を審査し、これを数える投票委員会を任命するものとする。委員会は、会長の決定する時と場所、および方法において3月2月5日までに会合を開催するものとする。委員会は、開票結果を5日以内に事務総長に対して書面で証するものとする。

11.030.7. 理事ノミニーの発表

会長は、~~3月2月~~10日までに、選出された理事ノミニーの氏名を公表するものとする。

11.030.8. 同数の場合

理事ノミニーのクラブ投票の結果、最高得票が同数の場合、再度のクラブ投票を実施するものとする。事務総長は投票用紙の準備と送付をし、第1次クラブ投票で最高得票を得た候補者たちの氏名、写真と履歴書を含めるものとする。投票用紙とその他の資料は~~3月2月~~15日までに当該ゾーンまたはセクション内の各クラブに送付するものとする。この投票用紙には、記入の上、次の~~5月1日~~4月1日までに世界本部内の事務総長のもとに必着するよう返送する旨の指示を添える。投票委員会は、会長の決定する時と場所、および方法において、~~5月5日~~4月5日までに、票を数えるための会合を開くものとする。投票委員会は、結果を5日以内に事務総長に対して書面で証するものとする。会長は、~~5月10日~~4月10日までに当該ゾーン内の全クラブに対して、理事ノミニーを通知するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 22-21

理事および理事指名委員会委員の資格条件を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第5条 理事会

5.080. 理事の任期と資格条件

5.080.2. 資格要件

候補者は、理事として推薦される以前にガバナーとして全任期を務めた者でなければならない（理事会がこれより短い在職でも十分であると認めた場合を除く）。また、候補者がガバナーを務めてから少なくとも3年が経過していなければならない。候補者は、~~推薦される前の36カ月間に、少なくとも2回のロータリー研究会と1回の国際大会に出席しているものとする。~~理事として、細則の定める全期間または理事会の定める期間を務めた人は、会長または会長エレクトとなる場合を除き、再度理事になることはできない。

第 11 条 理事の指名と選挙

11.020. 指名委員会手続による理事ノミネーと補欠の選挙

11.020.3. 指名委員会の構成

指名委員会は、規定に従い、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブによって各地区から 1 名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、選出の時点でパストガバナーであるものとする。委員は、~~委員を務める前の 3 年間に、(a) 少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの 2 回のロータリー研究会と、(b) 1 回の国際大会に出席しているものとする。ただし地区は、地区大会に出席し投票した選挙人の過半数によって採択された決議により、(a) または (b) の要件の一部または全部を免除することができる (この決議が次回の指名委員会のみ適用される場合)。~~委員は 1 年の任期をもって選出されるものとする。理事または元理事は、指名委員会の委員となることはできないものとする。いかなるロータリアンも、指名委員会の委員を 3 回以上務めないものとする。各委員はそれぞれ 1 票の投票権を有するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 22-27*

RI 理事会にロータリアンの元役員身分を剥奪することを許可する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 6 条 役員

6.050. 元役員身分の剥奪

理事会は、あるロータリアンが実際に役員を務めたことがある場合でも、正当な理由があれば、その人の元役員身分を剥奪してよい。理事会により、今後、元役員とみなされないと判断されたロータリアンは、本細則が言及している RI 役職の中で元役員であることが資格条件となっているものにつき、それを務める資格はないものとする。理事会がそのような決議を下す前に、そのロータリアンには、理事会の公聴会にて、その決議が下されるべきでない理由を述べる機会が与えられるものとする。個人の元役員身分を剥奪するには、理事会全体の 3 分の 2 の賛成票が必要とされる。

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

採択制定案 22-28

ゾーン内セクションの変更過程を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 11 条 理事の指名と選挙

11.010. ゾーン制の理事の指名

11.010.4. ゾーン内の再編成

ゾーン構成の改正は、理事会が行うことができる。

11.010.5. ゾーン内のセクション

ゾーン内で理事を指名するために、理事会は、ゾーン内にセクションを新設、変更、廃止することができる。ロータリアン数がほぼ同数となるようにし、理事会の定める日程に基づいて RI 理事を指名するものとする。~~RIBI のクラブを含むゾーンを除き、ゾーン内クラブの過半数の反対を押して、このようなセクションが新設、変更、廃止されることはないものとする。~~

(本文終わり)

採択制定案 22-32

RIBI 役員の変更規定を改正する件

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第 7 条 役員

第 1 節—名称。RI の役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、ならびに、グレートブリテンおよびアイルランド内 RI の会長、直前会長、副会長、議長、議長エレクト、名誉会計とする。

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 11 条 理事の指名と選挙

11.040. RIBI 役員の変更

RIBI の会長、副会長、議長、議長エレクト、および名誉会計のノミネーは、RIBI の細則に従って選ばれ、推薦され、指名されるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 22-38

地区に対して訴訟を起こしたクラブもしくはローターアクトクラブを加盟停止または終結する権限を理事会に与える件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第3条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

3.020. 理事会によるクラブまたはローターアクトクラブの懲戒、加盟停止、または終結

3.020.1. 加盟停止または終結

理事会は、以下のクラブまたはローターアクトクラブの加盟を停止または終結することができる。

- (c) 組織規定文書に定められたあらゆる改善措置を講じる前に、RI、または TRF、または地区（理事、管理委員、役員、代理人、職員を含む）を相手に訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした。または、そのような訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした会員またはローターアクターを有している。

（本文終わり）

採択制定案 22-39

RI 委員会に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第17条 委員会

17.010. 常任ならびにその他の委員会

理事会は、以下の常任委員会を設置するものとする。

- (a) 監査
- (b) 定款細則
- (c) 地区編成
- (d) 選挙審査
- (e) 財務
- (f) 会員増強
- (g) 運営審査
- (h) 戦略計画

- ~~(a) コミュニケーション：6名の委員とし、毎年2名ずつ任期3年で任命される。~~
- ~~(b) 定款細則：3名の委員とし、毎年1名ずつ任期3年で任命される。ただし例外として、規定審議会が開催年度には、4年目の委員を務める最近の元委員を含め、4名の委員から成る。~~
- ~~(c) 国際大会：6名の委員とし、国際大会のホスト組織の委員長を含む。会長は、国際大会委員会の委員を2年間務めたことがあるが、委員長を務めたことのないロータリアンを委員長に任命できる。大会委員会の委員長に加えて、ほか1名の委員を以前に大会委員会で委員を務めたことがある人とする事ができる。~~
- ~~(d) 大会委員会の委員長に加えて、ほか1名の委員を以前に大会委員会で委員を務めたことがある人とする事ができる。~~
- ~~(e) 選挙審査：6名の委員とし、毎年2名ずつ任期3年で任命される。~~
- ~~(f) 財務：8名の委員とし、うち6名は毎年2名ずつ任期3年で任命され、さらにRI財務長および理事会により任命された理事1名が、1年を任期として投票権を有しない委員を務める。~~
- ~~(g) ローターアクト：3名の委員が毎年1名ずつ任期3年で任命され、また3名のローターアクターが含まれる。委員会は1名の会員と1名のローターアクターが共同委員長となる。~~

17.020. その他の委員会

理事会は、第17.100節の規定に従って必要に応じ、その他の委員会を設置し、できる。理事会は、常設ならびにその他の委員会に関し、以下について決定できるものとする。

- (a) 委員の数
- (b) 委員の任期
- (c) 委員の資格条件
- (e) (d) 任務と権限
- (d) (e) 次年度への委員の継続

RIとロータリー財団の両方に従属する委員会については、理事会と管理委員会が共同で、委員の数、任期、資格条件、任務、および次年度への委員の継続について決定するものとする。

17.030. 特別委員会

第17.010.節、第17.020.節、第17.080.節および第17.090.節の規定は、指名委員会または細則第17.040.節から第17.070.節の下に結成された委員会には適用されない。

17.040. 会員増強委員会

~~理事会は、少なくとも8名の委員から成る会員増強委員会を任命するものとする。各委員が少なくとも3年の任期を務め、1年ごとにずらして任命され、委員を再任する資格を有するものとする。~~

17.050. 戦略計画委員会

~~理事会と TRF 管理委員会は、8名の委員から成る戦略計画委員会を任命するものとする。委員は、4年任期を務め、1名が理事会により、1名が管理委員会によって、毎年2名が任命されるものとする。委員は、理事、管理委員、または元会長であってはならないものとする。委員長および副委員長は、RI 会長と TRF 管理委員長により共同で任命されるものとする。委員を務めた期間が3年未満の委員は、再任されることができる。委員は、長期的な計画、RI と TRF のプログラムと活動、および財務管理における経験のバランスをとって選出されるものとする。委員会は、会長、理事会、TRF 管理委員長、または TRF 管理委員によって決定される通りに会合を開くものとする。~~

17.060. 監査委員会

~~監査委員会理事会は、7名の委員による監査委員会を任命するものとし、各委員は独立した立場にあり、財務の知識を有する者とする。委員会には、毎年理事会によって任命される2名の理事と、毎年 TRF 管理委員会によって任命される1名の管理委員を含むものとする。さらに同委員会には、理事会によって任命される4名の委員を含めるものとし、これらの委員は、理事会のメンバーでも管理委員でもなく、6年任期を1期務める。委員会は、必要に応じて、RI と TRF の財務報告、外部監査、内部管理システム、内部監査、関連事項について審査し、理事会に報告するものとする。委員会は、年に3回まで会合を開くものとする。会長、理事会、または委員会委員長は、通常会合の時、場所、方法、通知について決定するものとする。会長、理事会、または委員会委員長は、通常会合の時、場所、方法、通知について決定するものとする。運営監査委員会の委員長（または同委員長が指名した人）は、監査委員会への連絡担当者を務めるものとする。~~

17.070. 運営審査委員会

~~理事会は、6名の委員による運営審査委員会を任命するものとする。各委員は、6年を超えない任期を1期務め、常時6名の委員を維持するために、毎年1名の委員を任命する。委員は、元会長、現理事、または現ロータリー TRF 管理委員であってはならないものとする。委員は、運営管理、リーダーシップ育成、財務管理における経験のバランスをとって選出されるものとする。会長または理事会は、会合の時、場所、方法、通知について決定するものとする。理事会または会長によって必要とみなされた場合には、運営審査委員会は、運営、管理手続、経営基準の有効性と効率性を含む（ただしこれらに限らない）運営事項を審査できる。本委員会は、理事会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限の下に、理事会に直接報告する~~

17.080. 17.030. 委員会の委員

本節に別段の規定がある場合を除いて、会長が、理事会と協議をした後で、委員会および小委員会の委員を任命するものとする。会長は、各委員会と小委員会の委員長を指名し、すべての RI 委員会の職権上の委員を務めるものとする。

17.090. 17.040. 会合

本節に別段の規定がある場合を除いて、会長は、委員会および小委員会のすべての会合の時、場所、方法、通知について決定するものとする。委員の過半数で定足数を構成するものとし、定足数を満たしている会合出席者の過半数の決定を、委員会または小委員会の決定とする。

17.100. 17.050. 任期

本細則に別段の規定がある場合を除いて、いずれの者も ~~3年~~1 期を超えて同じ RI 委員会の委員を務めることはできない。ある委員会に既に ~~3年~~満 1 期務めた者は、その後と同じ委員会に任命される資格を持たない。本節は、アドホック委員会または職権上の委員には適用されない。

17.060. 委員会に関する例外

第 17.010.節から第 17.050.節までの規定は、いかなる指名委員会にも適用されない。

17.110. 17.070. 委員会の幹事

理事会の別段の定めがない限り、事務総長がすべての委員会の幹事となる。事務総長は自分を代行する幹事を指名することができる。

17.120. 17.080. 定足数

委員会委員の過半数をもって会合の定足数とする。ただし、本細則に別段の規定がある場合、または、理事会でこれと異なる決定のあった場合は、この限りでない。

17.130. 17.090. 議事の実施方法

委員会は議事の処理を、理事会の定める手続規則に従った通信方法によって実施することができる。ただし、本細則に反する場合は、この限りでない。

17.140. 17.100. 委員会に対する権限

すべての委員会は、5.010.2.(c).項に準じて、理事会の管理と監督に従う。会長指名委員会の会長ノミニーの選出に関する決定を除き、すべての委員会による措置および決定は理事会の承認によって初めて効力を生じる。ただし、第 13 条に抵触するすべての措置および決定は、理事会がこれを管轄する。

(本文終わり)

採択制定案 22-46*

人頭分担金を増額する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 18 章 財務事項

18.030. 会費

18.030.1. 人頭分担金

各クラブは、各会員につき、次のように RI に人頭分担金を支払う。~~2019-20 年度には半年ごとに米貨 34 ドル、2020-21 年度には半年ごとに米貨 34 ドル 50 セント、2021-22 年度には半年ごとに米貨 35 ドル、2022-23 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 35 ドル 50 セント、2023-24 年度には半年ごとに米貨 37 ドル 50 セント、2024-25 年度には半年ごとに米貨 39 ドル 25 セント、2025-26 年度に半年ごとに米貨 41 ドル。~~人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

(本文終わり)

採択制定案 22-52

監査委員会と監査済み財務諸表に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 17 条 委員会

17.060. 監査委員会

理事会ならびに TRF 管理委員会 は、7 名の委員による監査委員会を任命するものとし、各委員は独立した立場にあり、財務の知識を有する者とする。委員会には、~~毎年理事会によって任命される 2 名の理事と、毎年 TRF 管理委員会によって任命される 1 名の管理委員を含むものとする。さらに同委員会には、理事会によって任命される 4 名の委員を含めるものとし、これらの委員は、理事会のメンバーでも管理委員でもなく、6 年任期を 1 期務める。さらに同委員会には、理事会によって任命される 4 名の委員を含めるものとし、これらの委員は、理事会のメンバーでも管理委員でもなく、6 年任期を 1 期務める。本委員会は、理事会と管理委員会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限の下に、理事会と管理委員会に助言を行う。委員会は、年に 3 回まで会合を開くものとする。会長、理事会、TRF 管理委員長、TRF 管理委員会、または委員会委員長は、通常会合の時、場所、方法、通知について決~~

~~定するものとする。追加の会合については、会長または委員会委員長がその時、場所、方法、通知について決定できる。運営監査委員会の委員長（または同委員長が指名した人）は、監査委員会への連絡担当者を務めるものとする。~~

第 18 章 財務事項

18.080. 報告

~~会計年度終了後の 12 月 31 日までに、事務総長は、監査済みの財務諸表ならびに添付の注記ならびに付属明細表（ある場合）、さらに年次報告を公表するものとする。報告には、事務総長はまた、会長、会長室、会長エレクト、会長ノミニー、各理事に支弁されたすべての経費、ならびに会長、会長室、会長エレクト、会長ノミニー、各理事ならびに理事エレクトの代わりに支払われたすべての経費がを、役職ごとに明記される報告するものとする。この報告書には、理事会、年次国際大会、事務局の主要な各管理運営部門の費用を含めるものとする。第~~

~~18.050.1.項に従って採択された予算、または第 18.050.2.項に従って改訂した予算と各費目を比較した報告書を添付するものとする。それぞれの部門で、承認された予算と 10 パーセントを超えて異なる支出について完全な詳細を含めるものとする。この報告書は、RI の現および元役員それぞれに配布され、クラブとローターアクトクラブは請求すればこの報告書を入手できるものとする。事務総長は規定審議会の前年の監査報告を、審議会開会の少なくとも 30 日前までに審議会議員全員に送付するものとする。~~

第 22 条 ロータリー財団

22.040. 管理委員会の報告

管理委員会は、TRF のプログラムと財務について少なくとも年 1 度 RI に報告するものとする。年次報告は事務総長はさらに、役職ごとに、それぞれの管理委員に弁済されたすべての経費、ならびに代わって行われたすべての支払いが明確に記載されるを報告するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 22-53

理事会が RI 準備金からの支出を報告する場所を改正する件

国際ロータリー一定款を次のように改正する。

第 6 条 理事会

第 2 節—権限。 本定款および細則、1986 年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正に従って、RI の業務ならびに資金は理事会の理事と管理の下に置かれるものとする。RI の資金に関する指示と管理を執行するに当たり、理事会は、細則の規定によって定められた予算に従って、1 会計年度中にその経常収入と RI 準備金から、RI の目的達成のために必要な額を支援することができる。理事会は、準備金からの支出を必要とした特別な事情について次の国際大会ならびに規定審議会に報告するものとする。理事会は、いかなる場合も、その時点における RI の純資産を超える負債を生じさせてはならないものとする。

(本文終わり)

採択制定案 22-54

RI の予算と年次報告書をロータリーのウェブサイトで公開する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 18 章 財務事項

18.050. 予算

18.050.5. RI 予算の年次公表

毎年 9 月 30 日までに、理事会が決定した方法で RI 予算を RI のウェブサイトにおいて公表し、すべてのクラブおよびローターアクトクラブに周知させるものとする。

18.080. 報告

会計年度終了後の 12 月 31 日までに、事務総長は、監査済みの年次報告を公表するものとする。報告には、会長、会長室、会長エレクト、会長ノミニ、各理事に支弁されたすべての経費、ならびに会長、会長室、会長エレクト、会長ノミニ、各理事の代わりに支払われたすべての経費が、役職ごとに明記されるものとする。この報告書には、理事会、年次国際大会、事務局の主要な各管理運営部門の費用を含めるものとする。第 18.050.1.項に従って採択された予算、または第

18.050.2.項に従って改訂した予算と各費目を比較した報告書を添付するものとする。それぞれの部門で、承認された予算と10パーセントを超えて異なる支出について完全な詳細を含めるものとする。この報告書は、RIの現および元役員それぞれに配布され、クラブとローターアクトクラブは請求すればRIのウェブサイトからこの報告書を入手できるものとする。事務総長は規定審議会の前年の監査報告を、審議会開会の少なくとも30日前までに審議会議員全員に送付するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 22-56

地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第16条 改正

第2節 — 提案者。本定款の改正はクラブ、地区夫会、グレートブリテンおよびアイルランド内RIの審議会または大会、規定審議会、または細則に定められている手続に従って理事会によってのみ提案することができる。

さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する。

第7条 規定審議会

7.020. 立法案の提案者

制定案は、クラブ、地区夫会、RIBI 審議会または大会、規定審議会、または理事会が提案できる。理事会のみが見解表明案を提案できる。理事会は、TRF 管理委員会の事前の承諾なしには、TRF に関連する立法案を提出しないものとする。

7.030. クラブおよび地区提出の立法案をの地区で承認

クラブクラブおよび地区が提案する制定案は地区大会、地区立法案検討会、またはRIBI地区審議会において地区の承認を受けなければならない。地区大会、地区立法案検討会、またはRIBI地区審議会に制定案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施するクラブ投票を通じて地区内クラブの票決を求めることができる。すべてのクラブ投票は、第12.050.節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に提出される制定案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。地区は、1回の規定審議会につき5件より多くの制定案を提出もしくは承認すべきではない。

第 8 条 決議審議会

8.030. 決議案の提案者

決議案は、クラブ、地区大会、RIBI 審議会または大会、および理事会が提案できる。

8.040. クラブおよび地区提出の決議案をの地区で承認

クラブおよび地区が提案する決議案は地区大会、地区立法案検討会、RIBI 地区審議会、または第 12.050.節の手續にできるだけ沿った形でガバナーの実施するクラブ投票によって、地区の承認を受けなければならない。事務総長に提出される決議案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 22-57

決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 8 条 決議審議会

8.050. 決議審議会で審議される制定案

決議審議会は、規定審議会の特別会合として理事会が緊急性があると判断し、正規の手續で提出した制定案を審議し、決定を行うものとする。ただし、緊急性の範囲は、前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定すべきである。

(本文終わり)

採択制定案 22-59

RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 7 条 規定審議会

7.050. 制定案と見解表明案の締切日

事務総長は、規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の 12 月 31 日までに、制定案を受理しなければならない。理事会は、見解表明案ならびに緊急性があ

ると判断した制定案を、規定審議会の開催前の12月31日までに提案することができる。理事会は、~~見解表明案を、審議会の閉会までいつでも提案することができる。~~

(本文終わり)

採択制定案 22-61

RI細則における矛盾を解消する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第11条 理事の指名と選挙

11.020. 指名委員会手続による理事ノミネーと補欠の選挙

11.020.9. 指名委員会の手続による委員の選出

指名委員会の委員と補欠委員は、本節の規定に矛盾しない限り、第12.030.1.項に準拠した指名委員会の手続によって選出できる。地区が指名委員の選出方法を採択できなかった場合、指名委員会は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべてのパストガバナーによって構成されるものとする。委員の候補者は、指名委員会の委員となる資格がないものとする。指名委員会の委員と補欠委員は、~~予定された指名の前年の6月30日までに選出されるものとする。~~

11.020.12. 委員を事務総長に報告

委員および補欠委員の氏名は、ガバナーが事務総長に報告するものとする。6月1日よりも後に報告された者は、指名委員会の委員とはならないものとする。

第12条 ガバナーの指名と選挙

12.030. 指名委員会手続

12.030.3. クラブによるガバナーノミネーの推薦

ガバナーは、クラブに対して、ガバナー候補者の推薦を提出するよう要請するものとする。推薦の期日この要請は、指名委員会への推薦の締切日の会合の少なくとも2カ月前に行われるものとする。この推薦は、候補者を推薦するクラブの例会で採択され、幹事により証された決議によって提出されるものとする。クラブは、自クラブに所属する会員を1名だけ推薦するものとする。

12.090. ガバナーノミニーおよびガバナーエレクトの空席

地区がガバナーノミニーを選出できなかった場合、もしくはノミニーが選挙される資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができない、あるいは引き受ける意思がない場合、そして国際大会における役員選挙の前に、または国際協議会の少なくとも3カ月前までに別のノミニーが選出されなかった場合、ガバナーは第 12.020.節から始まる選出手続を再度踏むものとする。いずれの場合も、理事会が、指名されたロータリアンをガバナーエレクトとして選出するものとする。~~その後~~ガバナーエレクトもしくはガバナーノミニーが任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなり、その後継者の選出手続が地区により完了している場合には、国際大会または理事会によって選出されることを条件として、この後継者に引き受ける意思があれば、この者が自動的に空席を埋めるものとする。後継者が選出されているが、任務を引き受けることができない、あるいは引き受ける意思がない場合、理事会が、第 16.010.節の資格条件を備えたロータリアンを選出するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 22-69*

採択された決議案にかかわる決定についてガバナーに通知するよう規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 8 条 決議審議会

8.110. 採択決議案

理事会は、決議審議会が終了してから1年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーに通知するものとする。

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

採択制定案 22-70

国際ロータリー定款を、実質的な変更を行うことなく現代化かつ合理化する件

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第1条 定義

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 理事会: | 国際ロータリー理事会 |
| 2. クラブ: | ロータリークラブ |
| 3. ガバナー: | ロータリー地区のガバナー |
| 4. 会員: | 名誉会員以外のロータリークラブ会員 |
| 5. RI: | 国際ロータリー |
| 6. ローターアクトクラブ: | 若い成人のクラブ |
| 7. ローターアクター: | ローターアクトクラブの会員 |
| 8. 年度: | 7月1日に始まる12カ月間 |

第2条 名称および性格連合体とその目的

本組織体の名称は国際ロータリーとする。RIは全世界のロータリークラブおよびローターアクトクラブの連合体である。

第3条 ~~RI~~の目的

RIの目的は次の通りである。

- (a) ロータリーの目的を推進するようなプログラムや活動を追求しているクラブ、ローターアクトクラブ、~~RI~~地区を支援すること。
- (b) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。
- ~~(c) RIの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。~~

第43条 ~~ロータリー~~の目的

~~ロータリー~~の目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第54条 会員

第1節 — 構成。RIの会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブおよびローターアクトクラブをもって構成されるものとする。

第2節 — クラブの構成。

- (a) ~~クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職業および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある以下のような成人によって構成されるものとする。~~
- 1) 善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示す
 - 2) 事業、専門職務、職業および／または地域社会でよい評判を受けている
 - 3) 地域社会および／または世界において奉仕する意欲がある
 - 4) 上記に加え、以上のいずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。
- (b) 各クラブは、一事業、一専門職務、一職業、一種類の社会奉仕、またはその他の職業分類に偏らないバランスの取れた会員構成を有するものとする。
- (c) RI 細則は、ロータリークラブの会員種類を正会員および名誉会員と呼ぶと規定し、に関する規定と、その各々に対する資格条件を定めるものとすることができる。
- (d) 「クラブ」という語が不穏当な意味を持つ国々のクラブまたはローターアクトクラブは、RI 理事会の承認を得れば、名称にクラブという語を使う義務はない。

第3節 — ローターアクトクラブの構成。 ~~ローターアクトクラブは、理事会により定められた通りにローターアクトにより構成されるものとする。ローターアクトクラブの構成は、理事会が定めるものとする。~~

第4節 — 定款および細則の承認。 ~~RI 加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブおよびローターアクトクラブは、すべて、それによって本定款とRI 細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、本定款ならびに RI 細則ならびにそれらに対するすべての改正規定が法律に反しない限り、万事これそれらの規定によって拘束される、それらの規定を忠実に順守することを承諾する。~~

第5節 — 例外。 ~~本定款もしくは RI 細則の諸規定または標準クラブ定款にかかわらず、理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定が RI 定款または RI 細則または標準ロータリークラブ定款に合致しないクラブの加盟を承認し、または再編成を許可することができる。この種のクラブは、1,000 クラブまでとする。このような試験的プロジェクトの実施期間は、6 年を上限とする超えてはならない。このような試験的プロジェクトが完了した後、RI に加盟または再編成の許可を得たすべてのクラブの定款は、その時点で有効な標準クラブ定款とするものとする。その試験的プロジェクトの完了後、すべてのクラブが標準ロータリークラブ定款を採用するものとする。~~

第65条 理事会

第1節 — 構成。 ~~理事会の定員は19名とする。理事会は、会長と会長エレクトを含めた19名のメンバーから成る。RI 会長は理事会のメンバーであり、その議長となるものである。RI 会長エレクトは、理事会のメンバーとする。17名の理事は RI 細則の規定に従って指名され、選挙されるものとする。~~

第2節 — 権限。本定款および RI 細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正に従って、RIの業務ならびに資金は理事会の理事と管理の下に置かれるものとする。RIの資金に関する指示と管理を執行するに当たり、

第3節 — 財務。RIの資金に関する指示と管理を執行するに当たり、理事会は、RI細則の規定によって定められた予算に従って、1会計年度中にその経常収入とRI準備金から、RIの目的達成のために必要な額を支援支出することができる。理事会は、RI準備金からの支出を必要とした特別な事情についての理由を次の国際大会に報告するものとする。理事会は、いかなる場合も、その時点におけるRIの純資産を超える負債を生じさせてはならないものとする。

第34節 — 幹事。RIの事務総長は理事会の幹事を務めるがであり、理事会の議事について投票権を持たないものとする。

第76条 役員

第1節 — 名称。RIの役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、ならびに、グレートブリテンおよびアイルランド内 RIの会長、直前会長、副会長、名誉会計とするである。

第2節 — 選挙の方法。RIの役員は RI細則の定めるところに従って指名され、選挙されるものとする。

第87条 管理

第1節 — グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島に所在するクラブは、RIの管理上の地域単位を形成するものとし、これを「グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー」と呼ぶものとする。「グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー」(RIBI)は、グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島、ジブラルタル、およびマン島にあるすべてのクラブにより形成される、RIの管理上の地域単位である。グレートブリテンおよびアイルランド内 RIBIの権限、目的および職務は、RI規定審議会によって承認されたグレートブリテンおよびアイルランド内 RIBIの定款の条項ならびに RIの定款および細則に定められているところに従うものとする。

第2節 — クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管理の諸形式の中のいずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形式は、常に本定款および細則の規定に準拠するものとする本定款および細則の規定に準拠し、クラブは理事会の総括的管理の下、以下の形式で直接管理される。

- (a) 理事会によるクラブの管理。
- (b) 正式に設立された地区におけるガバナーによるクラブの監督。
- (c) 理事会が適切と考え決め、かつ規定審議会が承認した方式による管理。
- (d) グレートブリテンおよびアイルランド内 RIBIによる、グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島、ジブラルタル、マン島にあるクラブの監督。

第3節 — ローターアクトクラブの管理は、理事会による一般的監督の下、もしくは理事会が定めるその他の監督の下で行われるものとする管理される。

第4節 — RIおよびクラブは、ロータリー組織の運営を迅速にし、経済効率を上げるために、業務をコンピュータ化するよう奨励されている。

第98条 国際大会

第1節 — 時期および場所。RIの国際大会は、理事会の決定する時と場所において会計年度の最後の3カ月に開催されるものとする。ただし、十分な理由があるときは、理事会はこれを変更することができる。

第2節 — 臨時国際大会。非常事態発生の場合、会長は理事会総員過半数の同意の下に、臨時国際大会を招集することができる。

第3節 — 代表。代表議員および投票。正規の信任状を持つ代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成する。

- (a) すべての国際大会において、各クラブは少なくとも1名の代議員をもってクラブを代表させる権利を持つ。クラブは、そのクラブの会員、または委任状による代理者を通じて少なくとも1票を投じることができる。会員数が50名を超えるクラブは、50名ごとに1名、端数が26名以上の場合、さらに1名の追加代議員をもって代表させる権利を持つ。この目的のために、代議員数は、国際大会直前の12月31日現在におけるそのクラブの会員数に基づいて決定されるものとする。クラブはそのクラブの持つ1票または2票以上の票を投じる権限を1名の代議員に委ねることができる。会員数は、大会直前の12月31日の時点において決まる。2票以上の票を投じる権限を持つクラブは、2名以上の代議員を大会に派遣するか、あるいはそのクラブの票を投じる権限を1名の代議員もしくは代理人に委ねることができる。
- (b) 各クラブは、RIの国際大会に代議員としてそのクラブの会員、または委任状による代理者を送り、国際大会の決定に付せられた各提案に対して投票する義務を負う。

第4節 — 特別代議員。RI役員および元会長で、現在も会員としてクラブに籍を有するクラブの会員である者は、特別代議員とするである。

第54節 — 選挙人および投票。正規の信任状を持つ代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成し、これを選挙人と称する。投票はRI細則の定めに従って行われなければならない。

第109条 規定審議会

第1節 — 目的。規定審議会がRIの立法機関を成すものとする。

第2節 — 時期および場所。規定審議会は3年に1度、4月、5月、6月のいずれかの月、できれば4月に招集されるものとする。その時期と場所については理事会がこれを決定する決める。ただし、理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由によりほかの場所で開催する場合を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催されるものとする。

第3節 — 手続。規定審議会は、正規の手続によって提出されたすべての立法案のを審議および決定に当たるものとし、その決定は、RI細則の規定通りにクラブが行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

第4節 — 議員。規定審議会の議員については細則の規定による。

第54節 — 立法案を採択するための臨時会合。理事会は、全理事の90パーセントの投票で、規定審議会の臨時会合を招集することができる。規定審議会の臨時会合は、

全理事の少なくとも 90 パーセントの投票により招集できる。理事会は、会合の時と場所を決め、その趣旨を明らかにする。会合は、理事会が提案した立法案のみを審議、決定することができる。理事会が提出した立法案のみが審議される。会合で審議される立法案は、時間の許す場合を除き、RI 組織規定の各所に定められている提出締切日や手続に拘束されないが、時間の許す限り、こうした手続を守るものとするは適用されない。 会合のすべての決定は、以後、本条第 3 節に規定するようにクラブが行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする取ることにより、覆すことができる。

第 11 10 条 会費

各クラブおよびローターアクトクラブは半年ごと年に 2 回、あるいは理事会により定められたほかの期日に、RI に人頭分担金を納付するものとする。

第 12 11 条 財団

第 1 節 — RI の財団は、RI 細則の規定に従って設立、運営されるものとする。

第 2 節 — RI が受領したすべての贈与、不動産遺贈、または金銭や財産の遺贈、財産から生じる収入の遺贈、RI の余剰資金は、国際大会の承認を受け、財団の財産となるものとする。

第 13 12 条 会員の称号と徽章

第 1 節 — **正会員**。クラブの各正会員はロータリアンとして認められ、RI の徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

第 2 節 — **名誉会員**。クラブの各名誉会員は、名誉ロータリアンとして認められ、クラブの名誉会員としての身分を持っている間は、RI の徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

第 3 節 — **ローターアクト会員**。ローターアクトクラブの各正会員は、ローターアクトとして認められ、ローターアクトの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

第 14 13 条 細則

規定審議会は、RI 管理のために、本定款のほかに、本定款に反しない合致する細則規定を採択し、また、改正することができるものとする。

第 15 14 条 解釈の仕方

RI 定款および、RI 細則、標準クラブ定款の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである。男性代名詞(he, his, him)または女性代名詞(she, her)のいずれも他の性をも含むものとする。「郵便」、「郵送」および、「郵便投票」、および「クラブ投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするための、電子メール (Eメール) およびインターネットテクノロジーの活用が含まれるものとする。

第 16 15 条 改正

第 1 節 — **状況**。本定款は、規定審議会において、出席し、かつ投票を行う者の投票の 3 分の 2 によって改正できる。

第2節 — 提案者。本定款の改正はクラブ、地区大会、地区、グレートブリテンおよびアイルランド内 RI の審議会または大会、規定審議会、または細則に定められている手続に従って理事会によってのみ提案することができる。

(本文終わり)

採択制定案 22-71*

クラブの管理の試験的プロジェクトについて規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第14条 管理上の集団と管理上の地域単位

14.020. 監督

地理的に隣接する2つ以上の地区から成る区域内のクラブについて、ガバナーによる監督のほかに、他の監督方法を理事会が追加設定することができる。理事会が監督方法を設定する場合、理事会が手続規則を定めるものとし、この手続規則は、関係地区内クラブと国際大会の承認を得なければならない。

14.030. 試験プロジェクトを通じた監督

理事会は、影響を受けるすべての地区から承認を得ることを条件に、クラブを監督する方法として試験プロジェクトを創設できる。RIBI 内および／またはオーストラリアまたはニュージーランドを含むゾーン内にあるクラブのみを、試験プロジェクトに含むことができる。理事会は、下記のセクションに沿っていないこのような地区を対象としたガバナンスの規則と手続きを決定できる：

- (a) 7.020. および 7.030. (立法案の提案と承認)；
- (a) 8.030. および 8.040. (決議案の提案と承認)；
- (c) 15.020. – 15.060. (地区会合と地区資金)；および
- (d) 16.030. (ガバナーの任務)

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

採択制定案 22-72

地区の境界の変更基準を変更する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第15条 地区

15.010. 創設

理事会はクラブを地区に分類し、地区の各境界を設定する権限を有する。

15.010.1. 境界の廃止と変更

~~理事会は、クラブ数が100を上回る地区、あるいはロータリアンの数が1,100名未満の地区の境界を廃止あるいは変更することができ、その地区のクラブを近隣地区に編入させる、これらの地区をほかの地区と統合する、または分割できる。~~

理事会は、クラブ数が20未満またはロータリアンの数が1,100名未満の地区の境界を変更、またはそれらの地区のクラブを近隣地区に編入または統合、あるいはクラブ数が100またはロータリアンの数が5,400名を上回る地区を分割することができる。さもなければ、地区内クラブの過半数の反対がある場合は、いかなる地区の境界も変更しないものとする。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、これらのガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語、およびその他該当する要素を考慮するものとする。理事会は、新たに編成される地区や統合される地区における運営管理、リーダー構成、代表選出の手続を規定するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 22-78

積極的平和を含めるよう奉仕部門を改正する件

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

(本文終わり)

採択制定案 22-84

ローターアクターがロータリークラブの例会に出席することを許可する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第4条 クラブの会員身分

4.090.他クラブへの出席

ロータリアンならびにローターアクターは、他ロータリークラブまたは他ロータリークラブの衛星クラブの例会に出席できる。ただし、正当な理由で会員身分が終結された会員は、元クラブまたは元クラブの衛星クラブの例会に出席することはできない。

(本文終わり)

採択制定案 22-85

出席報告の提出義務を撤廃する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第4条 クラブの会員身分

4.080.出席報告

~~各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には、出席報告を事務総長に提出するものとする。~~

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

本文終わり

採択制定案 22-92

出席規定の免除手続の規定を改正する件

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第10条 出席

第5節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

本文終わり

立法案反対表明書式

反対する立法案 1 件につき 1 枚ずつ本書式を提出してください。クラブが 2 つ以上の採択立法案に対して反対票を投じる場合、この書式を複写してご使用ください。**書式は、2022 年 8 月 1 日必着で米国エバンストンの世界本部にご提出ください。**

- 1) **反対票を投じる立法案:** 本クラブは例会において、以下の 2022 年規定審議会決定に対して、反対票を投じることに合意しました。

22- _____

- 2) **クラブの票数:** 各クラブは少なくとも 1 票を投じる権利があります。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で、以下のように投票数を有するものとします。

クラブの会員数	票数
1～37	1
38～62	2
63～87	3
88～112	4

... 以後、同様の方法で続く

私は、(名誉会員を除く)本クラブの 2022 年 1 月 1 日現在の会員数に基づく票数が、以下の通りであることを、ここに証します。

クラブ名

地区番号

票数

会長の署名

2022 年 8 月 1 日必着で、Eメールで本書式をご提出ください
Council_Services@rotary.org

(上記の日を過ぎて受理された書式は、無効となることにご留意ください)